

## 農畜産物輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱

制定 平成28年 1月20日付け27政統第429号  
農林水産事務次官依命通知

### (通則)

第1 農林水産大臣は、農畜産物輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27政統第428号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち補助金交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内において、事業実施主体（実施要綱第2に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助率及び流用の禁止)

第2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとする。

### (申請手続)

第3 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条に基づく交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に正副2部を提出しなければならない。

2 事業実施主体は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

### (交付申請書の提出期限)

第4 第3の申請書及び添付書類の提出期限は、実施要綱第4の1で定める事業承認者が別に定める日とする。

### (交付決定の通知)

第5 交付決定者は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、適正化法第9条第1項及び規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画の変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、規則第3条第1号の規定に基づき交付決定者の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号により変更承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、承認を得なければならない。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

(概算払)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第12 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定のあった年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第5号により補助金事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末までに正副2部を交付決定者に提出して行うものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項に規定に基づき、本事業の完了の日から起算して1か月を経過し

た日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 第3の2ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3の2ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税相当額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について、当該年度の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

- 第14 交付決定者は、第13の1の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。
- 2 交付決定者は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （交付決定の取消等）

- 第15 交付決定者は、第8の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、1の(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14の3の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の補助金」とあるのは、「2に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付」と読み替えるものとする。

#### （財産の管理等）

- 第16 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産処分の制限）

- 第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 3 事業実施主体は、処分制限期間において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
  - 4 第16の2の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）

- 第18 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて、規則第5条に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（交付決定の下限）

- 第19 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行う場合及び交付決定者が特に必要と認める場合については、この限りでない。

（報告）

- 第20 事業実施主体のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第10号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに交付決定者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

別表1 (第2、第9関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 コメ・コメ加工品輸出特別支援事業	1 輸出に取り組む事業者が行う取組に要する経費 (1) 機器の整備、リース導入等 (2) その他の取組	1/2以内  定額	1 経費の欄に掲げる1(1)及び3(2)の経費の相互間における30%を超える増減  2 経費の欄に掲げる1(2)、2、3(1)及び4の経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の追加、中止又は廃止  2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増  3 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	2 日本産コメ・コメ関連食品のプロモーション活動の強化に要する経費	定額		
	3 米国向け包装米飯輸出促進に要する経費 (1) 包装米飯輸出計画の策定支援 (2) 包装米飯輸出計画の実施支援	定額  1/2以内		
	4 米輸出拡大のために必要な実践的な調査に要する経費	定額		
2 畜産物輸出特別支援事業	1 多様な部位の輸出に向けた実践的調査に要する経費	定額	1 経費の欄に掲げる1～4、5(1)、6及び7(1)の経費の相互間における30%を超える増減  2 経費の欄に掲げる5(2)及び7(2)の経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の追加、中止又は廃止  2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増  3 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	2 長期的なプロモーション活動と人的交流の促進に要する経費	定額		
	3 多言語化による情報発信に要する経費	定額		
	4 点から面への取組の拡大に要する経費	定額		
	5 牛乳乳製品の共同輸送システムの確立に要する経費 (1) 共同輸送システムの検討・実証 (2) 冷蔵・冷凍保管倉庫等のリース	定額  1/2以内		
	6 牛乳乳製品の冷凍・輸送技術の実証に要する経費	定額		
	7 国産チーズの輸出促進に要する経費 (1) 輸出向けチーズ製造施設の整備 (2) 商談会等の開催	1/2以内  定額		
3 青果物輸出特別支援事業	1 植物検疫条件対応機材整備に要する経費	1/2以内	1 経費の欄に掲げる1、2、4～6の経	1 事業の追加、中止又は廃止

業	<p>2 輸出先国の残留農薬基準 対応防除歴作成に要する経費</p> <p>3 インポートトレランス申 請に要する経費</p> <p>4 輸出先国等におけるコー ルドチェーンの確立に要す る経費</p> <p>5 先進的輸送技術試験輸送 に要する経費</p> <p>6 海外フロンティア市場販 売促進活動に要する経費</p>	<p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p>	<p>費の相互間における3 0%を超える増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる 3の経費の30%を超 える増減</p>	<p>2 事業費の30%を 超える増又は国庫 補助金の増</p> <p>3 事業費又は国庫 補助金の30%を超 える減</p>
4 茶輸出特別 支援事業	<p>1 新たな抹茶加工技術の実 証に要する経費 (1) 農業機械等のリース導 入 (2) 検討会等の開催</p> <p>2 輸出相手国における残留 農薬基準の設定に要する経 費</p>	<p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>1 経費の欄に掲げる 1 (2)及び2の経費の 相互間における30% を超える増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる 1 (1)の経費の30%を 超える増減</p>	<p>1 事業の追加、中 止又は廃止</p> <p>2 事業費の30%を 超える増又は国庫 補助金の増</p> <p>3 事業費又は国庫 補助金の30%を超 える減</p>

別表 2 (第 3 関係)

## 農畜産物輸出促進緊急対策事業に係る交付決定者

事業実施主体の区分	交付決定者
コメ・コメ加工品輸出特別支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
畜産物輸出特別支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
青果物輸出特別支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
茶輸出特別支援事業の事業実施主体	
新たな抹茶加工技術の実証支援事業の事業実施主体	地方農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）
輸出相手国における残留農薬基準の設定支援事業の事業実施主体	農林水産大臣